

「地球温暖化対策のための税」導入に伴う託送供給約款の変更届出について

平成25年4月16日
北陸電力株式会社

当社は、昨年10月に「地球温暖化対策のための税」が導入されたことに伴い、本年7月1日から託送供給約款を変更することとし、本日（4月16日）、経済産業大臣へ変更届出を行いましたので、お知らせします。

今回の変更内容は、平成24年度の税制改正により「地球温暖化対策のための税」が設けられ、化石燃料に対して課税される石油石炭税に上乗せされたことによる増税影響分を託送供給料金の一部である負荷変動対応電力料金⁽¹⁾に反映させるものです。

なお、特定規模電気事業者が当社の送配電ネットワークを利用される場合に適用する接続送電サービス料金については、変更ありません。

【変更届出の内容】

1. 実施日

平成25年7月1日

2. 負荷変動対応電力料金の変更

(単位：円/kWh、税込み)

		改定料金	(参考)現行料金
変動範囲内電力料金 ⁽²⁾		9.46	9.42
変動範囲超過電力料金 ⁽³⁾	夏季昼間	36.83	36.71
	他季昼間	28.67	28.54
	夜間	16.78	16.68

- (1) 特定規模電気事業者等が送配電ネットワークを利用し需要家に電気を供給する際、30分間における実発電量と実需要量を一致(30分同時同量)させることができなかった場合に生じた不足電力の補給に係る料金。
- (2) 負荷変動対応電力料金のうち、変動範囲内基準電力量(接続送電サービス契約電力の3%相当)以内の不足電力の補給に係る料金。
- (3) 負荷変動対応電力料金のうち、変動範囲内基準電力量(接続送電サービス契約電力の3%相当)を超える不足電力の補給に係る料金。

以上